

監査報告書

令和 7 年 5 月 30 日

学校法人 三橋学園
理事会 御中
評議員会御中

学校法人 三橋学園

監事 澤井 誠 治

監事 法 木 右 近

私たちは、学校法人三橋学園の監事として、私立学校法第 52 条に基づいて
同学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）におけ
る財産目録及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書
及び収益事業に係る貸借対照表、損益計算書）を含め、同学園の業務及び財産
又は理事の業務執行に関し監査を行いました。

監査の結果、私たちは、同学園の業務及び財産又は理事の業務執行に関する
不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認め
ました。

以上